

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H30・8・23 第143回総会；上田市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ■ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	林務部
	☐ その他	名 称	
件名	19 森林経営管理法施行に伴う「新たな森林管理システム」実行に係る推進体制の整備について		
提案市	大町市・安曇野市		
提案要旨	本年４月に施行された森林経営管理法により、「新たな森林管理システム」が実行段階となり、県の役割として、市町村への支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実行するものとなっている。 財源である森林環境譲与税も本年度より市町村に配分されることから、今後の事務が円滑に進むよう、県の圏域を単位とした広域的な推進体制の導入を図るなど、早期における県の支援対策の実施を要望する。		
提案理由	森林管理経営法に基づく森林整備の推進については、市町村が中心的役割を担うこととされているが、該当森林の抽出、所有者の特定、意向確認、経営管理集積計画、経営管理権の設定など多大な業務が発生するとともに専門的な知識が必要とされるため、市町村では業務を適正に遂行するための職員体制の確保が極めて困難である。 県の役割として、市町村の支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実施することを、検討ワーキンググループで取りまとめている。本年度から配分される森林環境譲与税の効果的な運用を図るためにも、県の支援対策の早期実施を要望する。		
現況及び課題等	・市町村の人員や専門的人材の不足に加え、林政アドバイザー雇用等でも地域の実情に精通した人材確保が難しいなど、今後予想される業務量や専門性を鑑みると、業務を適正に推進できる体制整備が極めて困難。 ・地域における広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行うことになっているが、今のところ具体的な協議が進んでいない。県の指導のもと、広域的な推進体制の整備が求められている。 ・本年度より森林環境譲与税が配分されるが、現状では使途が明確にならないため、基金積立することを考えている。		
法令関係	森林経営管理法 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律		